

Ⅱ 収入保険・農業共済等の概要

1 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



【加入できる方】

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策については、同時に加入できます。

【保険期間】

税の収入算定期間と同じです。

個人: 1月～12月 法人: 事業年度の1年間

(1) 補てんの仕組み

- 保険期間の収入(農産物の販売収入)が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんします。

※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大等保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※ 毎年の農産物(自ら生産したもの)の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。

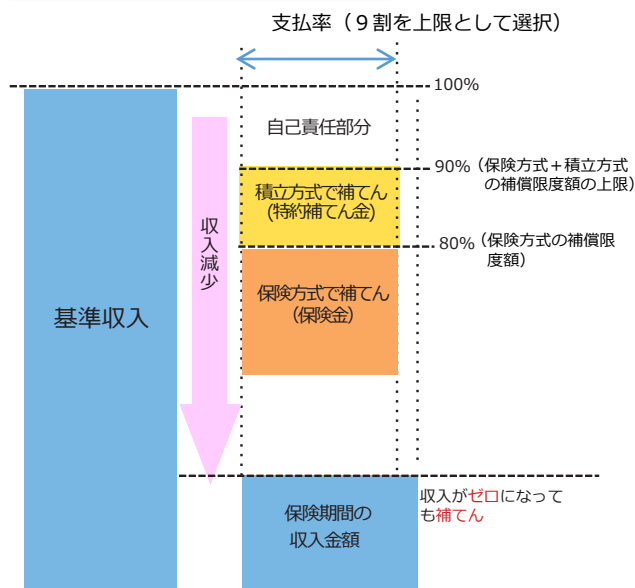
※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶等の簡易な加工品の販売収入も含めます。

※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

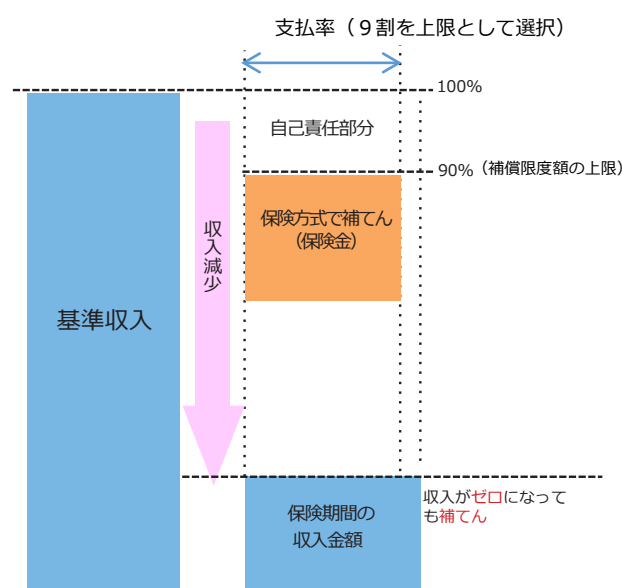
収入保険の補てん方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます（※ 5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80% + 積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	8.5万円	保険料	17.7万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	33.2万円	合計	19.9万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

（２）付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

	インターネット申請と自動継続特約を 両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
- 自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

(3) 無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中に自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

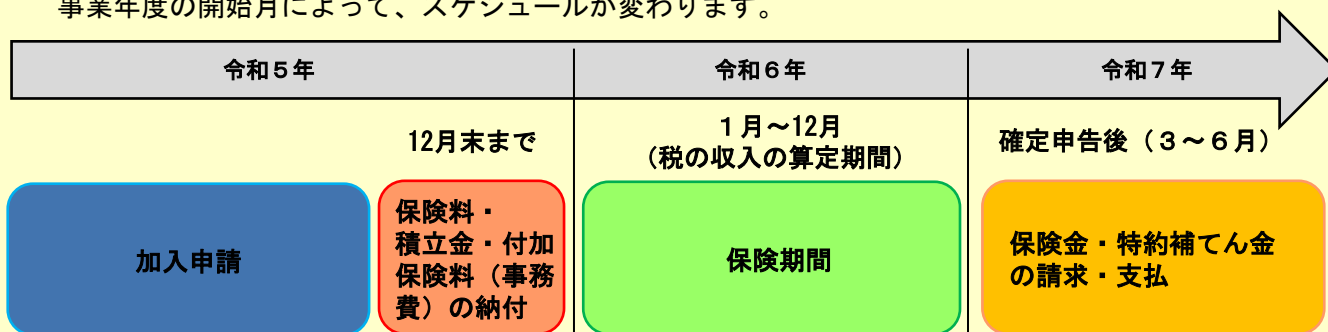
(4) 野菜価格安定制度との同時利用について

収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年からの新規加入者は、2年間(令和4年、令和5年加入者は3年間)の同時利用を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しないこととします。

- ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
- ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計上、その金額を控除します。

<加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。



収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)等詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。



収入保険 NOSAI



検索

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物共済**と**畑作物共済**があります。（このほか、**果樹共済**、**家畜共済**、**園芸施設共済**があります。）

【対象品目】

農作物共済 水稻、陸稻、麦

畑作物共済 ばれいしょ、大豆、てん菜、そば （このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶（一番茶）、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。）

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまで

補償内容

○ 以下のメニューから、農業者が選択できます（品目ごとに選択できるメニューが異なります）。

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割（そばは8割）を下回った場合	JA等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 （又は生産金額）
災害収入 共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、 市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地調査による収穫量

○ 水稻、陸稻及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。

○ 危険段階別共済掛金率により、**共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。**

試算例（10a当たり）	水稻 （全相殺方式）	麦 （災害収入共済方式）	大豆 （全相殺方式）
農業者が支払う共済掛金 （一筆半損特約を 付加した場合の掛金）	412円 （422円）	2,013円 （2,041円）	1,617円
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	3.9万円	3.0万円	2.2万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	8.7万円	6.7万円	4.9万円

※掛金の原則50%（ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%）を国が補助します。

上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

○ 収穫後の自然災害等への備えとして！

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険（詳細は40～42ページを参照）

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、
下記URLから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合（NOSAI）連絡先一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html>（農林水産省ホームページ）

3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

チェックをしてみましょう！

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

リスクマネジメント編 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト					耕種	
事業者名		チェック実施日				
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NODの場合) 別途記載	
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	☐	☐	※記入してください	
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	☐	☐	※記入してください	
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	☐	☐	※記入してください	
リスク全般に対する事前の備え	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	☐	☐	※記入してください	
	2	地方自治体等を通じて発表される気象情報や防災情報を確認していますか？	☐	☐	※記入してください	
	3	耕種用の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを進め知識を身につけていますか？	☐	☐	※記入してください	
	4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	☐	☐	※記入してください	
	5	乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また備えだ箇所の修繕や補強等の防災措置をしていますか？	☐	☐	※記入してください	
	6	集排水路等の保守点検、また備えだ箇所の修繕や補強等の防災措置をしていますか？	☐	☐	※記入してください	
	7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農機具など被害を防止するための避難場所を確保していますか？	☐	☐	※記入してください	
	8	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	☐	☐	※記入してください	

農業版事業継続計画書				印刷版	
策定・改定日	策定者	策定場所	策定日	策定者	策定場所
2021年4月1日	経営者	経営者	2021年4月16日	経営者	経営者
1. 基本方針					
緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。					
1	人命を守る				
2	取引先への米の出荷を円滑にする（米の供給責任を果たす）				
3	従業員の雇用を守る				
2. 重要業務と目標復旧時間					
以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。					
重要業務	栽培管理・収穫				
目標復旧時間	48時間以内				
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応（代替手段等）					
被害	被害	被害	被害	被害	被害
電気	乾燥調整施設が使えない	自家発電機（事務所保管）の利用	自家発電機（事務所保管）の利用	自家発電機（事務所保管）の利用	自家発電機（事務所保管）の利用
ガス	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし
水	灌漑ができない	農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用	農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用	農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用	農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用
通信	取引先へ連絡がとれない	携帯電話で対応可能	携帯電話で対応可能	携帯電話で対応可能	携帯電話で対応可能
交通	出荷ができない	業者と事前に配送の代替ルートを確認	業者と事前に配送の代替ルートを確認	業者と事前に配送の代替ルートを確認	業者と事前に配送の代替ルートを確認
その他	農作物に被害が出る	可処分金に余裕がある状態にしておく	可処分金に余裕がある状態にしておく	可処分金に余裕がある状態にしておく	可処分金に余裕がある状態にしておく
4. 事前対策の実施状況					
項目	項目	項目	項目	項目	項目
ヒト	安全確保教育	LINE	連絡体制	社長より全員に安全確認連絡	社長より全員に安全確認連絡
モノ	避難場所	〇〇小学校	地域の農業者とあらかじめ協力体制について話し合いをおこなう	地域の農業者とあらかじめ協力体制について話し合いをおこなう	地域の農業者とあらかじめ協力体制について話し合いをおこなう
カネ	収入保険	収入保険	収入保険	収入保険	収入保険
その他	収入保険	収入保険	収入保険	収入保険	収入保険

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画のことです。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html (農林水産省ホームページ)

農業版BCP 農水省

検索

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するか等を自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

（１）米政策の基本的な考え方

○ 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。

○ 農林水産省としては、

- ① 事前契約・複数年契約による安定取引の推進
- ② 麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米等の、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
- ③ 都道府県農業再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ細かな情報提供
- ④ 主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援

等により、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

（２）全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和5年10月19日公表）

○ 令和6/7年の需給見通し（令和5年10月）では、令和6年産の主食用米等生産量は、令和5年産の生産量の見通しと同水準の669万トンと設定しています。

令和5/6年及び令和6/7年の
主食用米等の需給見通し

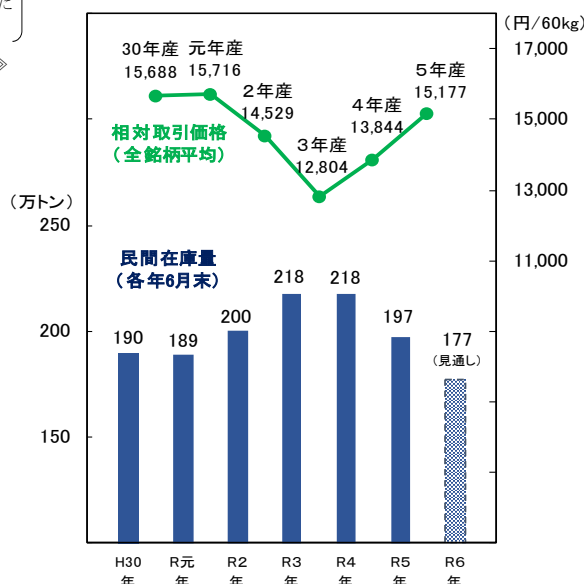
(単位：万トン)		
令和5/6年	令和5年6月末民間在庫量	A 197
	令和5年産主食用米等生産量	B 662
	令和5/6年主食用米等供給量計 $C = A + B$	859
	令和5/6年主食用米等需要量	D 682
	令和6年6月末民間在庫量 $E = C - D$	177

令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策（特別枠）を除いた場合の見通し

194 ≪3≫

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	E 177
	令和6年産主食用米等生産量	F 669
	令和6/7年主食用米等供給量計 $G = E + F$	847
	令和6/7年主食用米等需要量	H 671
	令和7年6月末民間在庫量 $I = G - H$	176

【参考】
相対取引価格と民間在庫量の推移



注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（5年産は令和5年10月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている（令和5年産は速報値）。

注1：欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、≪ ≫書きは特別枠に係る取組数量。

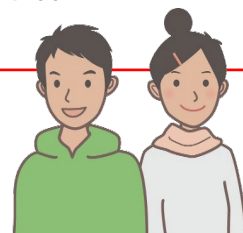
注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です！

- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

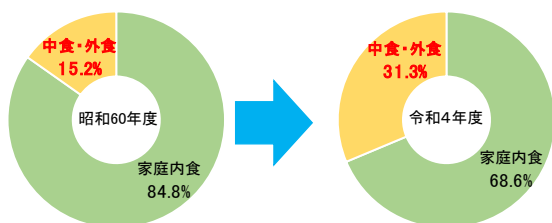
計画的な生産を行う
重要性が高まっているんだね



消費者が求めるニーズをつかみましょう！

- 主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ



消費者が精米購入時に重視するポイント（例）

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬等こだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- ▶ 食べ比べがしやすい少量包装

- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です！

産地

生産する米を確実に販売し
生産者の経営安定を図りたい



卸売業者・実需者

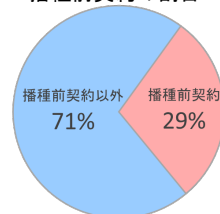
多様なニーズに対応できる米を安定的
に調達、消費者に提供・販売したい

全国の前契約（播種前契約）取組状況

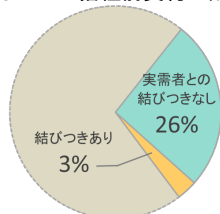
- 事前契約（播種前契約）の割合は年々増加しており、令和5年産で32%、うち実需者と結びついた契約の割合は4%となっています。

【令和4年産】

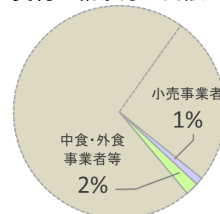
仕入計画数量に占める
播種前契約の割合



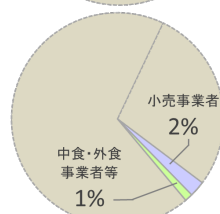
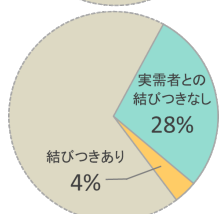
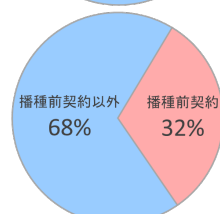
仕入計画数量に占める実需者と
結びついた播種前契約の割合



実需者と結びついた播種前
契約の相手方の内訳



【令和5年産】



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」（年間取引数量500ト以上の集出荷業者）

(4) 需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行しています。

米に関するマンスリーレポート (令和5年12月号)



「米に関するマンスリーレポート（マンレポ）」とは
⇒ 米に関する価格や需給の動向に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表しています。需要に応じた生産・円滑な米取引に役立てていただくことを目的としています。

【利用上の注意】
1. 速報として毎月中旬公表。公表日の2営業日前までに入手可能なデータを反映しています。
2. 内容については、必要に応じて項目の追加・削除などの変更を行うことがあります。

データはどう読み解けばいいの？
そんなときは、「ここが分からない！マンレポ」をチェック！
https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatsu/manrepo_kaisetu.html

農林水産省

「米に関するマンスリーレポート」 目次

■ 特集記事

- 1 米の民間在庫情報
- 2 米の価格情報
- 3 米の契約・販売情報
- 4 消費の動向
- 5 輸出入の動向
- 6 主食用米以外の情報

○ 産地別民間在庫量の推移 各産地別、出荷・販売段階別の 在庫量を、毎月調査・公表

	5年 7月	8月	9月	10月
出荷＋販売段階	126.6	91.0	180.6	259.1
5年産米			112.0	196.8
1年古米(4年産)	112.6	79.8	60.4	55.5
出荷段階	96.4	66.9	144.5	198.6
5年産米			92.1	159.6
1年古米(4年産)	87.0	59.5	47.1	35.1
販売段階	30.2	24.1	36.1	60.5
5年産米			19.9	37.2
1年古米(4年産)	25.7	20.3	13.3	20.4

○ 相対取引価格・数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

産地	品種銘柄	5年産米 令和5年10月		月別価格				年産平均価格			
		価格 ①	数量 ②	5年産米 (5年9月)	対前月比 ③/①	対前年 同月比 ④/①	4年産米 (4年10月)	5年産米 出回り～ 5年10月 ⑤	4年産米 出回り～ 5年10月 ⑥	対前年比 ⑤/⑥	対前年比 ⑥/⑥
				③	③/①	④/①	④	⑤	⑥	⑤/⑥	⑥/⑥
北海道	ななつぼし	15,520	15,880	15,336	101%	114%	13,628	15,472	14,058	110%	110%
北海道	ゆめぴりか	16,873	7,401	16,890	100%	108%	15,690	16,878	15,451	109%	109%
北海道	きらら397	14,833	1,427	-	-	113%	13,229	14,917	13,520	110%	110%
青森	まっしぐら	14,241	4,397	13,665	104%	112%	12,731	14,022	12,743	110%	110%
青森	つがるロマン	15,042	332	15,003	100%	117%	12,841	15,013	12,986	116%	116%

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格（POSデータ）を掲載

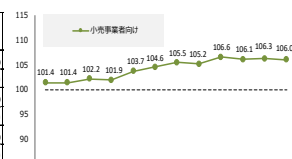
○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向（対前年比）

販売価格の動向（前年同月比）

	5年 7月	8月	9月	10月
小売事業者向け （※令和元年との比較）	102%	104%	103%	105%
中食・外食事業者向け （※令和元年との比較）	107%	106%	105%	105%
販売数量計 （※令和元年との比較）	104%	105%	104%	105%



(5) 米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

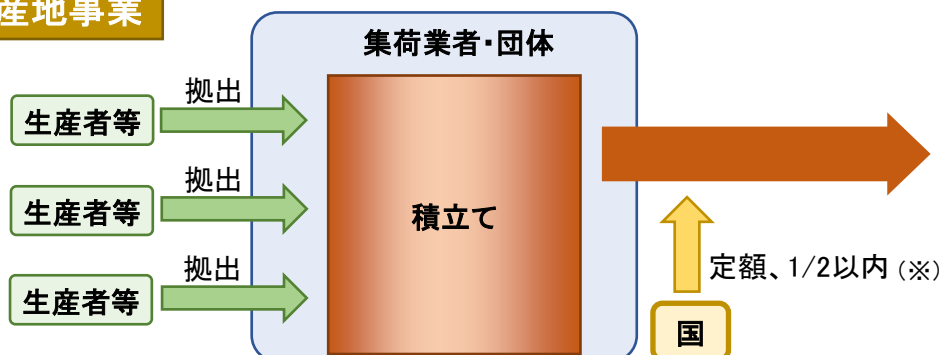
- 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や海外用等他用途への販売を行う取組等に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。

全国事業

- ・民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会を支援（定額）
- ・新たな需要拡大に向けた商品開発・販売促進を支援（定額、1/2以内）
- ・海外業務用需要等の新たな市場開拓を支援（定額）



産地事業



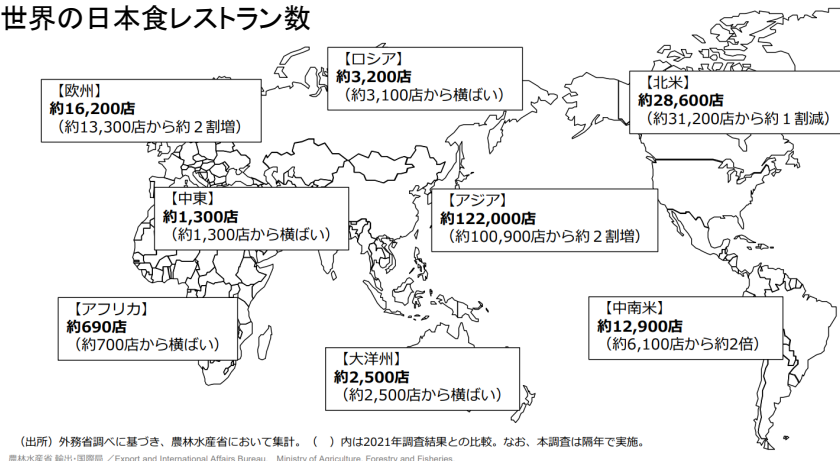
産地自らの自主的な取組 主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
 - ② 海外向けの販売促進等
 - ③ 業務用向け等の販売促進等
 - ④ 非主食用への販売
- （※）値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

(6) コメの輸出拡大を支援

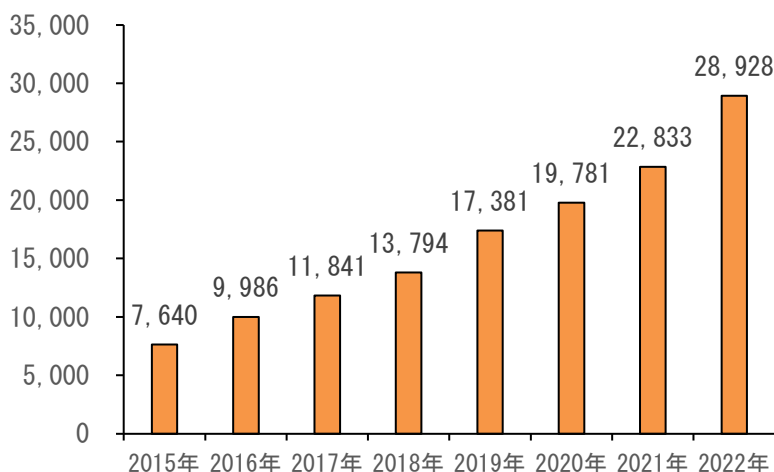
- 国内では、コメの消費量の減少に加えて、2010年をピークに人口減少の局面に入っていることから、年間需要量は毎年8～10万トンずつ減少してきていますが、海外に目を転じれば、日本食レストラン数は増加傾向にある等、日本食のマーケットは世界で広がりつつあります。
- このような中、コメについても新たな海外需要開拓を図っていくことが喫緊の課題となっています。

●世界の日本食レストラン数



- このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、コメの輸出は増加してきました。中には、多量に日本産米を取り扱う日本食チェーン店も存在しています。

●コメの輸出実績



●多量に日本産米を使用している外食チェーンの例



華御結
(香港)



元気寿司
(香港)

- コメ・コメ加工品の輸出では、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が会員である輸出事業者や産地とともにオールジャパンでの需要開拓等を担ってきました。
- 令和4年12月5日付けで、全米輸は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（輸出促進法）に基づき、「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体として認定を受けました。
- 全米輸では、引き続き、オールジャパンでの需要開拓や現地ニーズの把握、商談会の開催等、業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開し、また、輸出に関心のある方々への専門家による相談・サポートを行っています。

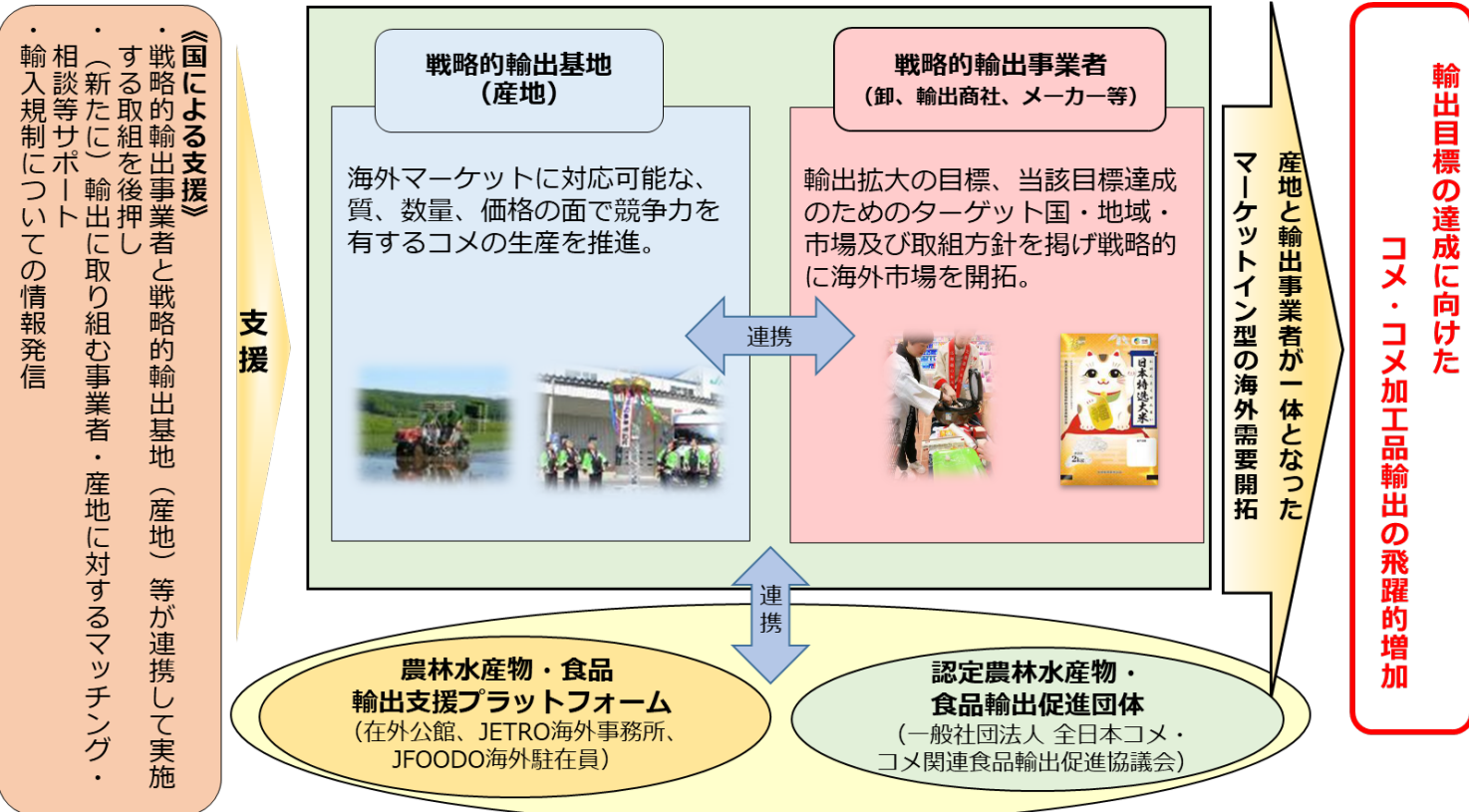


●認定品目団体認定式の様子



●コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて

- 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、コメの輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。
- 本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げてコメ・コメ加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。



輸出事業者による取組事例1：生産者と連携した品質向上の取り組み

おむすび専門家を運営している(株)イワイは、海外の現地店舗で消費者へ精米したてのコメを使ったおむすびを提供。国内外店舗を問わず、店舗で使用される全てのコメを生産者と直接契約。現在、アメリカとフランスにそれぞれ2店舗あり、将来的には、海外で1,000店舗まで増やすことを目指している。

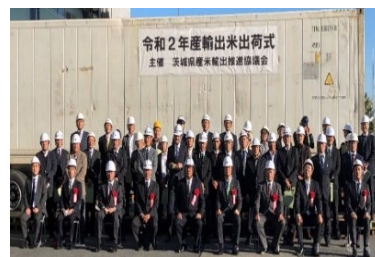
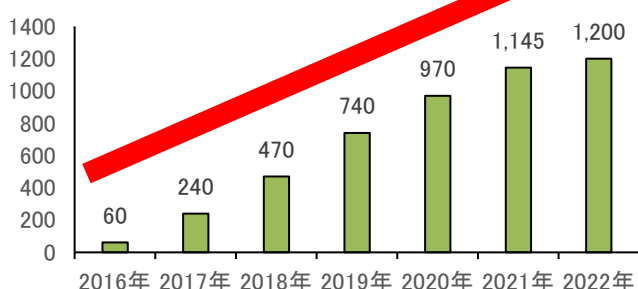
若手契約生産者を同行した、海外店舗での販促活動を定期的実施。契約生産者と海外ニーズを共有。輸出用米作付け意欲向上にも寄与している。生産者と海外店舗スタッフとの意見交換を通じて、品質管理の重要性を改めて認識し、品質向上に寄与。



輸出事業者による取組事例2：産地と連携した需要開拓

茨城県の生産者が輸出用米の作付→集荷→輸出まで自ら取り組むべく「茨城県産米輸出推進協議会」及び輸出商社の「百笑市場」を設立。多収品種の導入により販売価格の引き下げと農家収益の確保の両立を図っている。当初、協議会の参加人数は8人であったが、2022年には89人まで拡大。輸出用米の供給量は1,200トン（2022年）まで増加し、2025年には輸出数量3,000トン、2027年には輸出数量6,000トンへ拡大を目指している。

●輸出用米の出荷数量



●展示会、那珂湊港からの出港式の様子

経営所得安定対策等はオンライン申請（eMAFF）に対応しています！

農林水産省では、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました。

経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用してオンライン化に対応しています。

（１）オンライン申請の概要

経営所得安定対策等の申請手続が、オンライン化によりパソコンやスマートフォンで申請することができるようになります。また、データのeMAFFへの一元化によって地域農業再生協議会の業務負担軽減、集計データの利活用等が可能となります。

以下の作業が省力化・削減されます！

農業者（申請者）



- 手書きによる書類作成
- 申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会



- 申請書の配布・回収・データ入力等
- 現地確認後のデータ再入力
- データの集計・報告

（２）申請手続のオンライン化の進め方

- 令和元年度より、一部地域を対象に試行運用を開始し、全ての地域農業再生協議会がeMAFFを使えるように準備を進め、地域農業再生協議会がオンライン審査ができる体制を整えます。
- eMAFFの利用に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等に御相談ください。
- 今後も、より一層のeMAFFでのオンライン申請の普及・推進に向けて皆様が使しやすい環境の整備に取り組んで参ります。

オンライン申請の本格運用に向けて

- 順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大しています。
- 農業者が希望すればオンライン申請できるよう整備を進めています。
- 今後、eMAFFによるオンライン申請が開始されても紙での申請は可能です。

オンライン申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請を自宅のパソコンやスマートフォン等で行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。オンライン申請を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。

①はじめに

以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、gBizIDを登録してください。

gBizIDホームページ
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



②つぎに

gBizIDを用いて以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、eMAFFの申請者用IDを登録してください。

共通申請サービス
<https://e.maff.go.jp/>



③さいごに

身分証明書を持参の上、最寄りの地域農業再生協議会にお越しください。本人確認が終了次第、eMAFFの利用が可能となります。



必要なもののチェックリスト

- ☒ パソコンやスマートフォン、タブレット等インターネットに接続できる端末
- ☒ インターネット環境
- ☒ 身分証明書

こんな農業者におすすめ！

- 何枚も申請書を書くのが面倒。
- 申請書を提出しに外出するのが面倒。
- 申請データを営農ソフトに活用したい。

オンライン申請で解決！

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道農政事務所	担い手育成課（札幌地域拠点管内）	011-330-8809
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9046
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-0467
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
中国四国農政局	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
九州農政局	福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
	佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
	長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
	熊本県拠点地方参事官室	096-211-9336
	大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
沖縄総合事務局農林水産部経営課	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
		098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室（Tel:03-6744-0502）へ

お気軽に、無料電話相談



0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話等一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

経営所得安定対策

検索